

○厚生労働省告示第三百六十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇四十一 (略)</p> <p>四十二 糖鎖ナノテクノロジーを用いた高感度ウイルス検査</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>ロ インフルエンザ</p> <p>施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>RT-PCR検査の経験を有すること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 医師自らがRT-PCR検査を実施できない場合には、RT-PCR検査の経験を有する臨床検査技師が配置されていること。</p> <p>② 医療機器保守管理体制が整備されていること。</p> <p>③ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。</p> <p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇五十二 (略)</p> <p>五十三 削除</p> <p>五十四〇八十 (略)</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇四十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇五十二 (略)</p> <p>五十三¹³¹ I-MIBGを用いた内照射療法 難治性褐色細胞腫(パラガングリオーマを含む。)</p> <p>五十四〇八十 (略)</p>